



いつも
感染症対策に
ご協力いただき
ありがとうございます
ございます!!

日の出町イメージキャラクター
「ひのでちゃん」

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 緊急事態宣言が発出されています 一人一人の行動が大切な人を守ります

不要不急の外出を 控えましょう

医療機関への通院、食料品の買い出し、職場へ出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、外出を控えるようにしましょう。

手指消毒、 マスクの着用、 3密の回避を 徹底しましょう



冬場の感染予防対策を 徹底しましょう

常時換気の実施や適度な加湿を行いましょう。



感染リスクが高まる 5つの場面に気を 付けましょう

- ① 飲酒を伴う懇親会など
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 職場から喫煙所に移ったときなどの居場所の切り替わり

新型コロナウイルス感染症が心配なときの相談窓口

発熱等の症状があるとき
(かかりつけ医がない場合)

東京都発熱相談センター
☎03(5320)4592
24時間対応(土日祝日を含む)
※かかりつけ医がいる場合は、
かかりつけ医に相談してくだ
さい。

一般相談
(感染の予防に関することなど)

- 厚生労働省の電話相談窓口
☎0120-565653
※土日祝日を含む 午前9時～午後9時
- 東京都の電話相談窓口
☎0570-550571
※土日祝日を含む 午前9時～午後10時

広報2月号の内容は1月25日(月)時点の内容です。新型コロナウイルスの影響によりイベントの中止など内容に変更がある場合があります。最新の情報はお問合せいただくか、ホームページ、お知らせメール、ツイッター等で発信してまいりますので、ご確認いただきますよう、お願いいたします。

今月の 主な記事

- ▼P 2 緊急事態宣言を受けての町長メッセージなど
- ▼P 3 新成人の誓いの言葉
- ▼P 4 お知らせ「学校施設(校庭・体育館)の利用割付会議」、子育て・教育「2月期 児童手当・児童育成手当の支給」、福祉とけんこう「麻しん・風しん(第2期)と高齢者肺炎球菌予防接種の公費対象期間が終了間近です!」
- ▼P 5 安全安心、環境・まちづくり
- ▼P 6 税金「夜間・休日の納税窓口の開設」、保険・年金、催し
- ▼P 7 募集「第2期日の出町人口ビジョン及び日の出町総合戦略(案)」への意見の公募
- ▼P 9 いきいき健康情報、休日・祝日の医療機関
- ▼P 10 人事行政の運営等の状況の公表
- ▼P 14 ひのでトピックス「めざせごみゼロ!!」「火災から尊い命を守りましょう」

緊急事態宣言の発出を受けて

菅内閣総理大臣は、令和3年1月7日に新型インフルエンザ特別措置法の規定に基づいて、一都三県に緊急事態宣言を発出しました。

国や東京都の緊急事態宣言措置対象は限定的であるものの、都内の感染者数の増加や医療機関の逼迫状況、とりわけ西多摩地域の陽性患者の増加率が極めて高いことから、日の出町では、令和2年4月の緊急事態宣言下とほぼ同様に公共施設の利用の制限を行う事となりました。

1月11日に予定しておりました成人式についても、関係者の皆さんの健康と安全を第一に考え中止という苦渋の決断となりました。新成人の皆さんは、成人式の出席のため、様々な準備をされていたことと存じます。私共、職員一同、新たな門出を成人式でお祝いすることができず、大変残念に思っております。

町民の皆さんには、ご不便をお掛けする苦しい日々が続きますが、この難局を職員一丸となって全力で取り組んでまいり所存です。

町民の皆さんにおかれましても、引き続き、手指消毒、マスクの着用、3密の回避、換気、不要不急の移動の自粛など基本的な感染防止策の徹底と共に、新型コロナウイルス感染症の対応に基づいた行動につきまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

日の出町長 橋本 聖二

公共施設の利用や各種イベントの情報について

日の出町では、緊急事態宣言の期間中である2月7日までの間、一部イベントの中止や町内公共施設等の利用制限を設けています。2月7日以降も状況により延長する場合がありますので、随時、ホームページ、お知らせメール、ツイッターなどでお知らせします。また、下のQRコードから最新情報をまとめたページにアクセスいただけます。



◀施設等の情報



◀事業・イベント等の情報

新型コロナワクチンの接種券等を発送します

3月上旬より、国の優先接種順位に関する指示に従い、下記の対象者に接種券等を発送します。対象となる方は、同封されている案内に従って、新型コロナワクチンの接種を受けてください。

下記対象者以外の方は、4月以降に順次発送してまいります。詳しくは決定次第、広報などでお知らせしますのでご確認ください。

対象 日の出町に住所地を有する65歳以上の方
(令和3年1月1日現在)

問 いきいき健康課 健康推進係
☎042(588)5426

ひとり親世帯臨時特別給付金は2月26日(金)が申請期限です

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な負担が生じているひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給しています。

基本給付 給付額 1世帯 10万円 第2子以降1人につき6万円(再支給分の基本給付を含む金額)

対象となる方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給が全額停止されている方
- ③ひとり親世帯等で、新型コロナウイルスの影響を受けて、家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

追加給付 給付額 1世帯 5万円

対象となる方 「基本給付」の対象となる①または②に該当する方で、かつ新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方

申請が必要な方 「基本給付」…「基本給付」の対象となる②又は③に該当する方

「追加給付」…①または②の方が対象の基本給付を受けている方で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方

申請方法 申請書を子育て支援係窓口で配布しています。申請される方はご相談ください。

申請期限 2月26日(金)

問 子育て福祉課 子育て支援係 ☎042(588)4113

新成人の皆さん！

ご成人おめでとうございます！

～新成人の「誓いの言葉」～

1月11日に予定しておりました成人式は、本来であれば164人の新成人が出席される予定となっていました。式典に参加されるすべての方々の健康と安全を考慮し、中止という苦渋の決断に至りました。当日の「新成人の誓い」の大役を引き受けてくださった2名の代表者から、読み上げていただく予定でした『誓いの言葉』をお寄せいただきましたので、紹介をさせていただきます。

今日まで私達を見守り、育て、ご指導いただきました家族や先生、地域の皆様に深く感謝すると共に、私が次なる世代を見守る側に成るという自覚を持ち、社会貢献に励んでいきたいと考えております。

さて、私は高校を卒業した後、進学ではなく、職に就くことを選択いたしました。それは、私自身の「夢」の実現のためです。私の夢は家業を継ぎ飲食の世界に携わることです。

そして、私は夢の実現のため、お鮎屋で働き、そこで沢山の貴重な経験をさせていただきました。料理に対する考え方、接客など様々です。その中でも一番印象に残っているのは、海外出張です。そこでは、日本ではあまり経験のできないことも経験しました。

例えば、水道からの水は飲食には使えませんし、水道自体もあまり整備されていない国や、宗教的理由でアルコール、又はアルコールを原料としている物が禁止の国もありました。色々な所に行く度に、日本の素晴らしさを実感しました。そこで、私は、日本の素晴らしい所を守っていかなければならないと考えました。

この変化の激しい時代の中ではありますが、良いところはしっかりと残し、より素晴らしい国へ、一步一步、近づいていけるよう、精進していきたいと考えております。

ですが、私達はまだまだ未熟です。この先、迷い、戸惑う事があるかもしれません。その時は、何卒、ご指導、ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます、成人の誓いの言葉とさせていただきます。



平井地区代表
須長辰友さん



大久野地区代表
濱中達之大さん

今日、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルスの影響で、既存の様々な社会課題が悪化し、世界中で混乱が生じております。

私事にはなりますが、私は大学で社会福祉を学んでいます。総務省の調査によると、日本の65歳以上の人数は約3617万人で、これは人口の3割を占めています。超高齢社会となったこの国で、今後重要とされている考えは地域化です。施設や専門職だけでなく、住民達も含め、地域全体での助け合いを軸にした支援の展開が望まれています。

この助け合いという考えは、高齢者福祉のみならず、昨今のコロナ禍でも大切であるように思います。当たり前の中にも、周りを見渡せば困っている人がいるかもしれない。そんな人達に手を伸ばす。特別な力を持った誰かではない、平々凡々な自分自身が、隣にいる誰かのヒーローになれる、ならなければならない。そんな時代であるように思います。また、今、自分になにができるのかを考え、積極的に行動する姿勢も、私達新成人にとっての第一歩である

と思っています。

最後になりましたが、成人を迎えたとはいえ、私たちはまだまだ未熟です。この先の人生でも多くの困難に戸惑い、時には間違いを起こすと思いますが、どうか温かい目でご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、以上で新成人誓いの言葉とさせていただきます。

成人の門出を祝う式典が開催できなかったことは大変残念なことでありました。新成人の皆さんも、同級生との久しぶりの再会を楽しみにしていたことと思います。先が見えない状況ではありますが、苦しい時こそ感じられる喜びを大切に「誓いの言葉」にもあるように、夢を持ち、互いに支え合いながら、苦難を乗り越えていきましょう。皆さんの益々の発展と幸多き未来をお祈りしております。

お知らせ

学校施設(校庭・体育館)の利用割付会議



学校施設(校庭・体育館)の定期的な利用を希望する団体は、利用割付会議に出席してください。

利用割付会議

登録団体を対象に利用日・時間などを決定します。

日時 2月12日(金)午後7時～

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、使用希望校ごとに時間を区切り実施予定。(詳細は、登録書類配布時または町ホームページでご確認ください。)

場所 役場3階 第1・2会議室

割付期間 4月～令和4年3月分

割付時間 (平日) 午後5時～9時30分

(土日・祝) 午前9時～午後9時30分

割付基準 1回2時間まで。使用日・時間は会議で決定。

団体登録

会議に参加する団体は、教育委員会への登録が必要です。

登録要件 ①町内在住・在勤者で10人以上の団体 ②代表者又は責任者が20歳以上の方

登録書類の配布 2月8日(月)まで文化スポーツ課窓口で配布(町ホームページからもダウンロード可)

文化スポーツ課スポーツ振興係

☎042(588)5806

子育て・教育

2月期児童手当・児童育成手当の支給

10月～1月分を2月5日(金)に指定口座へ入金予定です。ご確認ください。

子育て福祉課子育て支援係

☎042(588)4113

子育て支援情報!!

子ども家庭支援センター ☎042(597)6177

子育てグループ活動では、スタッフが保育をお手伝いします。初めての方も気軽にご参加ください。申込の受付は前月1日(1日が役場開庁日の時は翌開庁日)から開始しています。直接または電話にて平日8:30～17:00受付。キャンセル時は、必ずご連絡ください。

事業名	日時(受付時間)	場所	内容など
50 ママさんヨガ	2/15(月) 10:00～11:30 (9:45～受付)	保健センター	対象 未就学児(おおむね3か月以上)の保護者 柳千恵氏 定員 15組 持物 タオル、保護者・お子さん用飲み物(要記名) 申込 2/12(金)締切
50 ママさんピラティス	2/19(金) 10:00～11:30 (9:45～受付)	保健センター	対象 未就学児(おおむね3か月以上)の保護者 福泉千恵氏 定員 15組 持物 タオル、保護者・お子さん用飲み物(要記名) 申込 2/18(木)締切
50 親子バランスボール	2/24(水) 10:00～11:30 (9:45～受付)	2階	対象 腰と首が座っている未就学児のお子様と保護者 門倉梨紗氏 定員 10組 持物 タオル、保護者・お子さん用飲み物(要記名) 申込 2/22(月)締切

学校給食用食材の放射性物質測定結果

12月に行った検査結果は、次のとおりです。

検査回数 4回 検査食材 13品目

検査結果 放射性物質(セシウム134・137)を測定した結果、全ての食材が基準値以下でした。なお、基準値は50ベクレル以下と定めています。

☎042(597)3414

福祉とけんこう

麻しん・風しん(第2期)と高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種の対象となる方は、令和3年3月末日で公費助成対象期間が終了となります。対象期間を過ぎると公費の助成を受けることができなくなり、自己負担で受けていただくことになります。まだ受けていない方は、お早目に指定医療機関にお問い合わせのうえ、接種を受けてください。

麻しん・風しん(第2期)予防接種の対象者

平成26年4月2日から27年4月1日生まれ(年長児年齢相当の方)

高齢者肺炎球菌予防接種の対象者

令和2年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳のお誕生日

を迎えた(る)方
※いずれも対象となる方には既に個別でお知らせを送付しています。

☎042(588)5426

禁煙外来治療費助成受付中

「肺の健康状態や感染症のリスクが気になる」「今年は禁煙したい」とお考えの方の禁煙治療をサポートします。処方薬が禁煙症状を抑え、早い方は3カ月程で卒煙に成功しています。

対象 町内在住の満20歳以上の方
定員 毎年度先着30人

助成対象経費 初診料・ニコチン依存症管理料・処方料および処方箋料・薬剤料など

禁煙治療にかかる費用(目安)

5回通院した場合

保険適用で1万3千円～2万円程度

自由診療で4万円～6万円程度

助成金額 自己負担額のうち、上限額1万円以内 ※100円未満の端数が生じたときは切り捨て

申込 治療開始の前に登録申請が必要です。登録申請書は保健センターで配布、町ホームページからもダウンロード可。

町ホームページ

いきいき健康課

健康推進係 ☎042(588)5426



「ひのでカフェ ココロ」開催



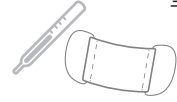
皆さんとお顔を合わせて語り合うことの大切さを感じるカフェです。

日時 2月24日(水)午後1時30分～3時

場所 役場3階 第1・2会議室

※注 会場を変更してあります。

対象 認知症の方や物忘れが気になる方、介護者家族・認知症支援に関心がある方など



持物 コロナ感染予防の為、お茶菓子は用意しません。飲み物は、各自ご用意ください。地下と一階に自販機があります。※マスク着用・朝の検温お願いします。

問 いきいき健康課 高齢支援係

☎ 042 (588) 5368



令和3年度てんこつ予防体操教室

インストラクター指導のもと、転倒や骨折を予防するための登録制の体操教室です。



日時 水曜日 午後2時～3時
金曜日 午後2時～3時

場所 大久野健康いきいきセンター

対象 4月以降に65歳以上の町内在住の方

※介護認定のある方は対象外

申込 2月1日～26日 定員 7人

※詳細は申込者に文書を郵送します。

ボランティアさんも募集しています

体操教室の準備、片付け、見守りなど

のボランティアです。体操にも参加していただけます。

活動日 水・金曜日の中で月1回から相談

場所 大久野健康いきいきセンター

時間 午後2時～3時

対象 活動趣旨をご理解いただける方

申込 随時▼申し込み・問い合わせは電話・来所で平日午前9時～午後5時(本人が申込み)

問 日の出町包括支援センター

☎ 042 (597) 2200

安全安心

防災行政無線を用いた

全国一斉情報伝達訓練の実施



地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、情報伝達訓練を行います。

この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート※)を用いた訓練で、日の出町

以外の地域でも様々な手段を用いた情報伝達訓練が行われます。

日時 2月17日(水) 午前11時頃

町が当日放送する内容

町内に設置してある防災行政無線から、一斉に次のように放送します。

■防災無線チャイム(上りチャイム音)

■「これは、Jアラートのテストです。」×3

■「こちらは、ぼうさい日の出です」

■防災無線チャイム(下りチャイム音)

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

問 生活安全安心課 防災・コミュニティ係

☎ 042 (588) 5067

交通災害共済「ちよこつと共済」の受付

東京都39市町村の住民が会費を出し合い、交通事故にあつた時、見舞金を受けられる助け合いの制度です。

2月1日(月)から新年度の加入受付を開始し、町内各金融機関(郵便局は除く)・

役場1階「西武信用金庫派出所」で業務時間内に受け付けます。

手続きは簡単!しかも選べる2コース!

Aコース

会費年額千円で最高30万円の見舞金

Bコース

会費年額500円で最高150万円の見舞金

さらに、どちらのコースも、会員が交通

災害で死亡した時に、中学生以下のお

子さんがいる場合、年額12万円の交通遺

児年金が支給されます。

詳しくはパンフレット、加入申込書を

ご覧ください。

ちよこつと共済ホームページからも申

し込みができます。

http://www.ctv-tokyo.or.jp/

問 生活安全安心課 防災・コミュニティ係

☎ 042 (588) 5067

環境・まちづくり

野焼き(野外焼却)は原則禁止です!

ごみ(廃棄物)の野外焼却行為は法律で「原則禁止」になっています。状況によっては罰則の対象になる場合があります。町には野焼きに対する苦情が多く寄せられています。害虫防除等、農作物対策で止むを得ない場合も、生活環境への影響や、悪臭、煙害など、近隣住民の方に迷惑をかけてしまう場合があるので注意が必要です。また、消防署への届出をしたからといって、野焼きが認められる訳ではありません。ごみは燃やせずに、分別ルールに従って、町の収集に出すよう皆様のご協力をお願いします。

問 生活安全安心課 環境リサイクル係

☎ 042 (588) 5068

リサイクル情報交換コーナー

ゆずります

・トヨホームヒーター(石油コンロ)約60cm

※10年ほど前の製品で未使用のもの

■利用したい方は、環境リサイクル係へ

2月1日以降にご連絡ください。掲載品

は、持ち主と直接交渉いただきます。

※品物のやり取り等に関し町は一切責任を負いません。

問 生活安全安心課 環境リサイクル係

☎ 042 (588) 5068



循環組合の焼却灰の放射性物質測定結果

東京たま広域資源循環組合は、日の出町内のエコセメント化施設へ搬入する焼却灰（主灰・飛灰・飛灰固化物）の放射性物質濃度、二ツ塚処分場とエコセメント化施設周辺の空間放射線量の測定を行っています。

12月1日～28日に行った調査結果は、全ての調査で基準値以下でした。

なお、測定した数値は、企画財政課をご覧ください。

企画財政課 企画係
☎042(588)4117

税金

夜間・休日の納税窓口の開設



納税・納付相談の機会拡充と、滞納の抑制・徴収に対する理解の促進を目的として、夜間休日の納税窓口を開設します。

開設日時
夜間 第3木曜日午後7時30分まで
休日 第3木曜日後最初の土日
午前9時から午後1時まで

2月の夜間・休日の納税窓口開設日

夜間 18日(木)午後7時30分まで
休日 20日(土)、21日(日)
午前9時から午後1時まで

問 税務課 納税係 ☎042(588)4107

確定申告書は早めの提出を！

青梅税務署では、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税並びに贈与税の申告書作成会場を2月16日(火)から3月15日(月)まで開設します。申告書作成会場は大変混雑することが予想されます。新型コロナウイルス感染症感染防止のため確定申告書の作成・提出は、可能な限り郵送やe-Tax(電子申告)をご利用ください。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では所得税等の確定申告書を作成でき、e-Tax送信の他、プリントアウトして「書面」により青梅税務署へ郵送等で提出することが可能です。

問 青梅税務署 ☎0428(22)3185
国税庁ホームページ



保険・年金

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です



国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和2年1月から12月までに納められた保険料の全額です。令和2年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納され

た保険料も控除の対象となります。また、ご家族の国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

そのため、令和2年10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から、令和3年2月上旬に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。(令和2年1月1日から9月30日までの間に納付された方には令和2年11月上旬に送付されています。)

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関する相談は、「ねんきん加入者ダイヤル」でもお受けしています。

問合せ先	ねんきん加入者ダイヤル (ナビダイヤル) 0570-003-004
電話番号	050 で始まる電話番号の場合、 03-6630-2525
受付時間	月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00 祝日(第2土曜日は除く)はご利用いただけません

問 青梅年金事務所 ☎0428(30)3410

国民年金付加年金制度



国民年金の定額保険料に加えて付加保険料(月額400円)を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せられます。付加年金の年金額は200円×付加保険料納付月数となります。

納めることができる方 国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

付加保険料の月額 400円

付加年金額 付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」

申込 日の出町役場または青梅年金事務所へ申請書をご提出ください。

付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。付加保険料の納期限は、翌月末日です。

問 青梅年金事務所 ☎0428(30)3410

催し

50 町民ウォーキング「春の平井川流域を歩いて心をリセット」参加者大募集

日時 3月7日(日)午前9時
(荒天の場合中止)

集合場所 イオンモール日の出バスロータリー付近



コース イオンモール日の出↓草花公園
↓多西橋↓二宮考古館↓二宮神社の約7.5
キロ 現地解散

定員 20人(町内在住・在勤の方)
費用 100円(保険代含む) 当日集金

持物 歩きやすい服装、履きなれた靴、
タオル、飲物、雨具、保険証(コピー可)、
マスクなど

申込 氏名、年齢、住所、電話番号を
明記し、電話・FAX 042(597)6698・
bunka@town.hinode.tokyo.jpで申込
▼2月12日(金)まで

※小・中学生も参加できますが、保護者
の同伴が必要です。

文化スポーツ課 スポーツ振興係
042(588)5806

スポーツ協会からのお知らせ

日の出町スポーツ協会では、町内の方
を対象にスポーツ教室を
開催しています。



ソフトテニス教室
日時 2月13日(土)午前9時~11時
場所 塩田テニスコート

ソフトテニス連盟
090(4724)9564

問 NPO法人日の出町スポーツ協会
070(7545)5111

募 集

第2期日の出町人口ビジョン及び日の出
町総合戦略(案)への意見の公募

3月に決定・公表を予定している「第
2期日の出町人口ビジョン及び日の出町
総合戦略」策定の参考とするため、計画
案へのご意見を募集します。

期間 2月5日(金)~18日(木)
場所 企画財政課窓口(町ホームページ
でもご覧いただけます)。

意見の提出方法
意見書に住所と氏名を明記のうえ、郵
便、FAX 042(597)4369、
town.hinode.tokyo.jp▼2月18日(木)まで

※電話、窓口での口頭による意見の受け
付けはできません。
※お寄せいただいたご意見は、内容を整理・
集約し、概要とそれに対する考え方を
プライバシー保護に充分配慮したうえで
公表します。なお、ご意見に対しての
個別の回答はいたしません。

問 企画財政課 企画係 042(588)4117

会計年度任用職員を募集します

高齢者外出支援バス運転者



対象 町内在住で普通自動車運転免許証
を持ち、運転歴10年以上で、現在も日常

的に運転している方▼過去5年間無事
故・無違反▼健康で大病歴のない方
勤務 時給制 千40円▼原則・月々金曜
日の午前9時~午後5時(車両により午
前8時45分~午後5時)

募集 若干名
申込 会計年度任用採用選考申込書(窓
口で配布)を担当係に持参▼2月12日(金)
締切(必着)▼面接時に健康診断書を提出
ください。

問 いきいき健康課 高齢支援係
042(588)5368

小学校下校時児童輸送車両の運転者



募集人数 若干名
勤務場所 町内小学校
業務内容 小学校下校時
児童輸送車両の運転・管
理および交通誘導等

任用期間 令和3年4月1日~4年3月
31日
勤務日数 週3日程度
※町立学校の春・夏・冬季休業期間は原
則休み
勤務時間 学校運営日の12時30分~16時
30分

報酬等 時給制千40円、(通勤費用、超
過勤務手当、期末手当支給有(支給要件
有)、年次有給休暇等休暇制度あり(支
給要件有)
申込 書類選考および面接となります。

(有料広告)

OKUNO EYE CLINIC
おくの眼科
OKUNO EYE CLINIC

診療時間 ※日曜・祝日は休診日となります。

	月	火	水	木	金	土
9:00-12:30	○	○	○	○	○	○
15:00-18:00	○	○	○	—	○	—

※送迎サービスあり ※コンタクトレンズ・日帰り白内障手術

〒197-0804 東京都あきる野市秋川4-2-5 TEL.042-532-7707

医師紹介

院長 奥野 孟
医学博士 眼科専門医



あきる野 おくの眼科

駐車場10台あり

会計年度任用採用選考申込書(町ホームページ、教育委員会窓口で入手可)を郵送または持参▼2月19日(金)締切(必着)

問 学校教育課 指導室 指導・学務係
 ☎ 042(588)5649



町ホームページで公表します。

(1) 被推薦者または応募者の氏名・職業・年齢・性別・経歴・農業経営の状況
 (2) 推薦者(個人)の氏名・職業・年齢・性別
 (3) 推薦者(団体)の名称・代表者または管理者の氏名・構成員の数・目的・構成員の資格など
 (4) 被推薦者または応募者が認定農業者またはそれに準ずる方であるか否かの別
 (5) 推薦または応募の理由

問 産業観光課 農林振興係
 ☎ 042(588)4102

皆さまからの
 ご意見・ご提案を
 お寄せください



現農業委員の任期満了(8月31日(火))に伴い、候補者の募集を行います。

候補者の対象 農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。また、法令などにより各委員と兼職が禁止されている職にならない方。

任期 令和3年9月1日から3年間
募集期間 2月1日(月)～2月28日(日)
募集委員定数 14人
推薦および応募の方法 推薦書または応募申込書を持参または郵送▼2月28日(日)締切(消印有効)
 ※提出書類等は産業観光課で配布します。町ホームページからもダウンロードできます。

提出先 日の出町役場産業観光課 農林振興係(農業委員会事務局)
申込書などに関する情報の公表
 法令に基づき、受付期間の中間および終了後に申込者などに関する左記の情報

町ホームページ「町への手紙」ページから町政に関するご意見やご提案をお送りいただくことができます。

いただいたご意見・ご提案は今後の町政運営の参考とさせていただきます。

※「町への手紙」に限らず、匿名でいただいたご意見・ご提案等は詳細が確認できず、お答えができません場合があります。あらかじめご了承ください。

町への手紙
 ☎ 042(588)4116



図書館からのお知らせ 2月のご利用案内

緊急事態宣言の発出に伴い、以下3点の利用を制限させていただいています。

- ・館内検索端末(OPAC)の利用
- ・新聞の閲覧
- ・インターネット端末の利用

大久野分室は2月末まで火、木曜日のみ開館としています。

問 図書館 ☎ 042(597)3496

児童館からのお知らせ 2月利用案内

緊急事態宣言の発出に伴い、2月7日(日)まで休館です。8日(月)から開館予定ですが、状況により変更される場合があります。

利用時間
 午前 10時～正午 乳幼児親子
 午後 1時30分～4時30分 小中学生
 ※館内消毒作業のため正午～午後1時30分、4時30分以降は遊ぶことができません。

問 志茂町児童館 ☎ 042(597)2547

(有料広告)

日の出町商工会 葬祭部
 ご遺体の搬送は24時間受け付けております。

042-597-2155

病院等への寝台車でのお迎えから、ご葬儀・ご法要までお手伝いいたします。商工会葬祭部では宗旨・宗派問わず、一般葬・家族葬・一日葬及び火葬のみも受け賜ります。尚、生花・盛籠も承ります。事務所は日の出町役場通りグリーンプラザ内裏側です。(目印は青色の街宣言の看板です) お気軽にご相談下さい。



いきいき健康情報!!

問 保健センター ☎ 042(588)5426



*マスクを着用してお越しください。また、当日自宅で検温し、体調不良時にご連絡ください。

♪お母さんと子どもの健康【会場・保健センター】 ※各事業へ母子手帳は必ずご持参ください。




事業名	期日	時間	申込 など
母子相談事業	2/5 (金) 3/5 (金)	9:30 ~ 11:30	申込 予約制 健診の詳細は、こちらから日の出町HPにアクセスし、ご確認ください▶
乳幼児歯科相談	2/4 (木) 3/4 (木)	9:00 ~ 10:15	申込 予約制 ※対象者の事前通知有
5歳児歯科健診	2/18 (木)	9:00 ~ 10:15	申込 予約制 ※対象者の事前通知有 
1歳6か月児健診	2/12 (金)	13:00 ~ 13:15	申込 予約不要 ※対象者の事前通知有 時間は対象者に通知済
6~7・9~10か月児健康診査	2/26 (金)	13:00 ~ 13:15	申込 予約制 持物 母子手帳、受診票、バスタオル1枚 離乳食教室の詳細は、▲こちらから日の出町HPにアクセスしご確認ください
離乳食教室	2/9 (火) 3/9 (火)	9:45 ~ 11:30	調理実習(野菜スープの作り方等) 申込 予約制 持物 母子手帳、エプロン、三角巾、バスタオル1枚など



♪学習・栄養【健康全般に関する学習・体操など】(費用無料)


事業名	日にち	時間	会場	申込 など
 健康栄養相談	2/5 (金) 3/5 (金)	9:00 ~ 11:30	保健センター	管理栄養士・保健師による相談。2月は歯科衛生士にも相談できます。 申込 予約制 持物 スリッパ
 栄養指導	2/16 (火)	10:00 ~ 11:00 (※)	本宿老人福祉センター	テーマ「糖尿病を防ぐ」 管理栄養士の講話 申込 予約制 定員 10人

♪運動【各専門の講師による運動】(費用無料)

事業名	日にち	時間	会場	申込 など
 中国体操	2/8 (月)	10:00 ~ 11:00	保健センター	申込 予約制 定員 15人 講師 敕使河原麻美氏 持物 スリッパ
 水中歩行教室	毎週 月・水曜日 (2/1、3 は中止)	14:00 ~ 15:00 (※)	平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター	申込 予約制(当日正午まで厳守) ふれあいセンター直接・電話申込 (☎ 042 - 597 - 4040)
 男性限定水中歩行教室	2/17 (水)	14:00 ~ 15:00 (※)	平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター	定員 6人 講師 大澤弘子氏 持物 水着、水泳帽、タオル、飲物

学習・栄養・運動の対象：町内在住おおむね40歳以上 / (※) おおむね60歳以上

持物：運動できる服装でタオル、飲物、事前の検温、マスク

 マーク：ひのでちゃん行政カード元気健康ポイント対象事業



※診療時間は全て午前9時~午後5時。 ※歯科診療は、お問い合わせのうえ受診してください。

※診療は急患に限り診療し、往診はいたしません。

休日・祝日の医療機関

祝日診療			
開設日	医療機関名	所在地	電話番号
2月11日(木)	日の出ヶ丘病院	日の出町大久野310番地	042(597)0811
2月23日(火)	馬場内科クリニック	日の出町大久野1062番地1	042(597)0550
休日・祝日歯科診療			
2月7日(日)	荒木歯科医院	福生市牛浜130	042(551)3243
2月11日(木)	吉成歯科医院	福生市熊川1396 塩野ビル2F	042(553)5538
2月14日(日)	ふみ歯科診療所	福生市熊川798-2 第7森田ビル1F	042(551)7288
2月21日(日)	せきぐち歯科	福生市熊川449	042(551)5456
2月23日(火)	エビナ歯科	福生市福生1059	042(551)8241
2月28日(日)	片岡歯科医院	福生市本町44	042(551)0353

2月の総合相談の開設日

2月10日(水) 午後1時~4時 役場3階 第3会議室(要予約)

問 町民課 窓口サービス係 ☎ 042(588)4108

3. 職員の給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和元年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成 30年度の 人件費率
令和元年度	16,530 人	9,053,352 千円	300,478 千円	1,390,251 千円	15.4%	16.1%

②職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和元年度	145 人	540,436 千円	128,085 千円	235,621 千円	904,142 千円	6,235 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません (注) 2 職員数は平成 31 年 4 月 1 日現在の普通会計に属する人数です

③給与削減措置について 現在、給与削減措置は行っておりません。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

区分	一般行政職				技能労務職			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
日の出町	44.8 歳	313,600 円	384,168 円	357,295 円	51.3 歳	301,400 円	338,840 円	336,680 円
東京都	41.8 歳	314,885 円	457,097 円	—	50.3 歳	291,521 円	397,001 円	—
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円	50.9 歳	287,283 円	—	328,862 円

②職員の初任給の状況 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

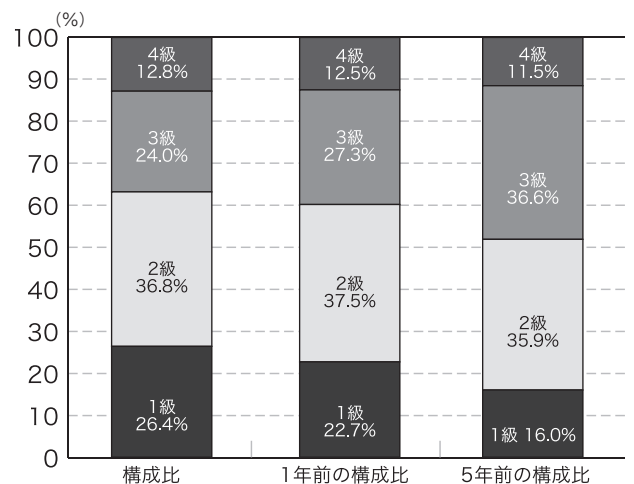
区 分	日の出町	東京都	国	
一般行政職	大学卒	183,700 円	183,700 円	総合職 186,700 円 一般職 182,200 円
	高校卒	145,600 円	145,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	143,000 円	—	—

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
4 級	課長・室長・所長 担当課長	16 人	12.8%
3 級	課長補佐・係長	30 人	24.0%
2 級	主任	46 人	36.8%
1 級	主事	33 人	26.4%

(注) 1 日の出町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です
 3 平成 27 年 4 月 1 日から 3 級(係長)と 4 級(課長補佐級)を統合し 4 級制になりました



(4) 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

日の出町	東京都	国
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,659 千円	—	—
(令和元年度支給割合) <月分> 期末手当 2.60 勤勉手当 2.05 (1.45) (1.00)	(令和元年度支給割合) <月分> 期末手当 2.60 勤勉手当 2.05 (1.45) (1.00)	(令和元年度支給割合) <月分> 期末手当 2.60 勤勉手当 1.90 (1.45) (0.90)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

()内は再任用職員にかかる支給割合

人事行政の運営等の状況の公表 その1

「日の出町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、当町の人事行政の運営等の状況の概要についてお知らせします。町職員の定員や給与・休暇などの人事・給与について公表することにより、制度の公平性・透明性を高め、町民の皆様にご理解をいただくことを目的としています。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免及び職員数に関する情報

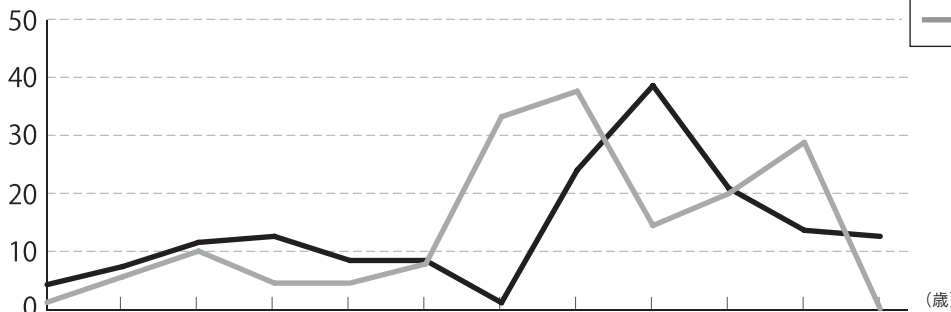
		平成30年度	令和元年度
退職者	採用者	8人	6人
	合計	10人	18人
	定年退職	8人	7人
	勸奨退職	0人	2人
	普通退職	2人	6人
その他	0人	3人	

(2) 部門別職員数の状況

		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和元年度	令和2年度		
普通会計部門	議会	3人	3人	0	
	総務	41人	40人	△1	減：計画策定終了による減
	税務	13人	13人	0	
	民生	26人	26人	0	
	衛生	9人	9人	0	
	労働	1人	1人	0	
	農林水産	6人	5人	△1	減：事務の効率化
	商工	4人	5人	1	増：業務増
	土木	13人	13人	0	
	計	116人	115人	△1	(参考)人口1万人当たり職員数 69.57人
特別行政部門	教育	29人	28人	△1	減：組織の見直し
	計	29人	28人	△1	
小計		145人	143人	△2	(参考)人口1万人当たり職員数 86.51人
公営企業 会計等部門	下水道	3人	3人	0	
	その他	10人	10人	0	
	小計	13人	13人	0	
合計		158人 [209]	156人 [209]	△2 [0]	(参考)人口1万人当たり職員数 94.37人

(注)
1 職員数は一般職に属する職員数です
2 [] 内は、条例定数の合計です

(3) 年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在)



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	7人	11人	12人	8人	8人	1人	23人	37人	20人	13人	12人	156人

(4) 職員数の推移		27年	28年	29年	30年	元年	2年	過去5年間の増減数(率)
普通	一般行政	113人	114人	115人	115人	116人	115人	2人 (1.8)
	教育	23人	25人	28人	29人	29人	28人	5人 (21.7)
普通会計計		136人	139人	143人	144人	145人	143人	7人 (5.1)
公営企業等会計		15人	15人	15人	13人	13人	13人	△2人 (△13.3)
総合計		151人	154人	158人	157人	158人	156人	5人 (3.3)

2. 職員の人事評価の状況

町では人事評価制度を実施し、効果的・効率的な人材育成・能力開発を促進することを主目的とし、組織力の向上、業務の効率化を目指し活用しています。

(1) 評価方法

- ①能力評価 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価
- ②業績評価 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価

(2) 評価期間 毎年4月1日～翌年3月31日まで

(3) 評価結果の活用 被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用
給与については前年の結果を昇給及び勤勉手当に反映しています

日の出町職員の人事・給与についてお知らせします

6. 職員のサービスの状況 (令和元年度)

地方公務員法では、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力で専念しなければなりません。職員が職務を遂行するにあたり、守らなければならない義務は次のとおりです。

区 分	内 容	違反者数
職務命令等に従う義務	職員は法令等の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません	0人
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の不名誉となる行為をしてはなりません	1人
守 秘 義 務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません	0人
職 務 専 念 義 務	職員は法律等に特別に定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務遂行しなければなりません	0人
政治的行為の禁止	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されています	0人
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています	0人
営利企業等の従事制限	職員は営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません	0人

7. 職員の退職管理の状況

町規則により、管理・監督職の地位にあった職員が、離職後2年間、営利企業等に就職した場合は再就職情報を届け出ることになっています。(平成28年4月制定)

令和元年度末 届出該当者	6人	届出者	1人	内 訳	営利企業以外の法人等	1人	民間企業等	0人
--------------	----	-----	----	-----	------------	----	-------	----

8. 職員の研修の状況 (令和元年度)

区 分	受講者数	内 容
東京都市町村職員研修所	必修研修	34人 職層別研修 (現任研修・係長研修・課長研修など)
	選択研修	75人 能力開発研修、情報処理研修・専門研修など
独 自 研 修	492人	新規採用職員研修、議会傍聴研修、人材育成基礎研修、普通救命講習、個人情報保護研修、行政法研修、法制執務研修、など

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

区 分	互助会への町交付金額	会員一人当たりの公費額	※公費率
令和2年度決算見込	846,000円	4,976円	37.2%
令和元年度決算	846,000円	4,976円	37.7%

$$\text{※公費率} = \frac{\text{交付金}}{\text{交付金} + \text{会員掛金}}$$

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、日の出町職員互助会を設置し、職員の元気回復、その他福利厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費及び町の負担金などで運営されています。また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、東京都市町村職員共済組合により短期給付事業(医療関係等)、長期給付事業(年金関係)、福祉事業(人間ドッグ事業等)を行っており、厚生年金、国民年金、健康保険及び国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

(2) 公務災害等の状況 (令和元年度認定分)

公務上・通勤途上による災害で負傷・死亡をした場合、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

区 分	件 数
公務災害	2件
通勤災害	0件

(3) 公平委員会業務の状況 (令和元年度)

職員は、給与・勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して町の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

また、懲戒など意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して審査請求ができます。

区 分	年 度 当 初 係 属 件 数	年 度 中 申 立 上 げ 件 数	年 度 中 処 理 件 数	年 度 末 係 属 件 数
勤務条件に関する措置要求	0件	0件	0件	0件
不利益処分に関する審査請求	0件	0件	0件	0件

人事行政の運営等の状況の公表 その2

②退職手当 (令和2年4月1日現在)

単位：月分

支給率	日の出町		東京都		国	
	普通退職	勸奨・定年等退職	普通退職	勸奨・定年等退職	普通退職	勸奨・定年等退職
勤続20年	23.00		23.00		19.67	24.59
勤続25年	30.50		30.50		28.04	33.27
勤続35年	43.00		43.00		39.76	47.71
最高限度額	43.00		43.00		47.71	47.71
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置…2～20%加算		定年前早期退職特例措置…2～20%加算		定年前早期退職特例措置…2～45%加算	
1人当たり平均支給額	1,708千円	22,533千円	—	—	—	—

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です
2 平成27年4月1日から退職の事由にかかわらず同率となりました

③諸手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(千円) (令和元年度決算)	支給職員1人当たりの平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者(管理職の配偶者) 6,000円(3,000円)	異なる	配偶者 6,500円	12,589	213,373円
	子 9,000円		子 10,000円		
	16歳～22歳までの子の加算 4,000円		その他扶養 6,500円 16～22歳までの子の加算 5,000円		
住居手当	賃貸(限度)(35歳未満) 15,000円	異なる(都準拠)	賃貸(限度) 28,000円	1,740	193,333円
通勤手当	電車等：原則6ヵ月定期券額を支給 自動車等：通勤距離に応じて1ヵ月ごとに支給	異なる(都準拠)	距離区分・単価	6,614	60,127円

(注) 1 特殊勤務手当は平成20年3月31日をもって廃止になりました
(注) 2 扶養手当は平成19年度から「配偶者」と「子」に限定して支給しています

(5) 特別職の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

区分		給料月額等	区分		支給割合
給料	町 長	790,000円	期末手当	町 長	4.65月分
	副町長	690,000円		副町長	
	教育長	660,000円		教育長	
議員報酬	議長	420,000円	議長	3.85月分	
	副議長	360,000円	副議長		
	議員	345,000円	議員		

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間 (標準的な職員の場合)	開始時刻	終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
	8時30分	17時15分	12時～13時	7時間45分	38時間45分

(2) 休暇制度

①休暇・休業制度の種類

年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（公民権行使等休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産介護休暇、出産時育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、感染症予防休暇、災害休暇、事故休暇、業務停止休暇、出頭休暇、骨髄液提供休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、短期の介護休暇）、介護休暇、育児休業、部分休業

②年次有給休暇の取得状況 (令和元年度)

平均取得日数	取得率
11.1日	28.7%

5. 職員の分限及び懲戒処分等の状況 (令和元年度)

分限処分は、職員の勤務成績が良くない場合や心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合などに、公務能率の維持を目的に、任命権者が職員の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす処分です。

一方、懲戒処分は、職員が法令に違反した場合、職務上の義務に違反した場合、職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、公務における規律と秩序の維持を目的に、職員の道義的責任を追及して行う処分です。

処分者数	分限処分			懲戒処分			
	免職	休職	降任	免職	停職	減給	戒告
	0人	2人	0人	0人	0人	1人	0人



めざせごみゼロ!!

1年で一番寒い季節です。台所仕事はさっと済ませたいですね。寒い時期ですがみなさんのひと工夫でごみもすっきり減量しましょう！可燃ごみの中で多くを占める生ごみ、生ごみ3きりチャレンジでごみもすっきりダイエツト。

使い切り

冷蔵庫内ダイエット・食材使い切り・計画的な買い物

冷蔵庫内の整理整頓で何があって何がないのか一目瞭然です。買い物に行く前に冷蔵庫をチェックする習慣をつけましょう。買い物メモを造りましょう。食材は無駄にしないよう使い切りましょう。(ないとって買ったらまだあった。無計画な買い物は生ごみ増加につながります。)



食べきり

作りすぎない・残ったら賢く保存・外食では注文しすぎない

頑張って作った料理なのに残して捨ててしまったら生ごみになります。無理して食べるのも健康に良くないので作りすぎないようにしましょう。どうしても残ってしまったら、冷蔵か冷凍保存を活用し早めに食べきりましょう。それでも残ってしまったらアレンジメニューで別の調理に変身させて食べましょう。外食では一度にたくさん注文せずに、もっと食べられそうならば追加注文するなど工夫しましょう。それでも残ってしまったら持ち帰りができるかお店に相談してみましょ。



水きり

生ごみを水切りダイエット 捨てる前にぎゅーっとひと絞り！ 水切りグッズを活用！

生ごみを押し絞るタイプ。水切り袋を設置して袋ごと絞るタイプ。三角コーナーがシリコン製で直接押し絞るタイプ。などホームセンターで様々なグッズが販売されています。生ごみの約8割は水分です。水分を減らすことでゴミ出しが重くて大変という悩みも軽減できます。手で絞るのはちょっと抵抗が…という場合はぜひ活用してみましょ！一人一人の行動が積み重なれば効果は大きくなります。



一人一人の行動が積み重なれば効果は大きくなります。
「めざせごみゼロ!!」を合言葉に小さなことから一緒に取り組みましょ!

生活安全安心課 環境リサイクル係
☎ 042(588)5068

新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いがある方の使用済みマスク等の捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、
いっばいにならないように
しましょ!

ごみは、いっばい
になる前に早めに
出ましょ。



②ごみに直接ふれることのないよう、
しっかり縛って出ましょ!

ごみは、空気を抜いてからしっかり
縛って出ましょ。万一、ごみが
袋の外面に触れた場合や袋が破れ
ている場合は、ごみ袋を二重にし
てくださ。



③ごみを捨てたあとは
しっかり手を
洗いましょ!

石けんを使って、
流水で手をよく
洗いましょ。



火災から尊い命を守りましょ!

火災が発生しやすい時期が続いています。昨年は秋川消防署管内にて、1名の方が亡くなられた住宅火災が発生しました。以下のような点に注意し、火災を未然に防ぐためご家庭で火災予防対策を行いましょ。



- ・住宅用火災警報器を設置する。すでに設置してある場合は点検を行う。(火災の早期発見及び早期避難)
- ・家の周りに燃えやすいものは置かない。(放火対策)
- ・古い電化製品は使用しない。(絶縁不良による発火防止)
- ・家具等の裏側にあるコンセントとプラグの隙間に、ほこりがついていないかこまめにチェックする。(ほこりが湿気を吸収して起こる漏電火災防止) また、火災が発生した場合、迅速に避難できるよう避難路となる階段、廊下に物を置かない。

日頃からみなさん一人一人が火災予防に関心をもって尊い命を守りましょ!!

問 秋川消防署 ☎ 042(595)0119